

道路は皆さん共通の大切な財産です。

道路の上空に看板・日除けを設置する場合は、あらかじめ道路法に基づく占有許可を受ける必要があります。

また、表示面積等により、道路占有料を納めていただくことになっています。

占有料の計算

○ 看板 $\boxed{\text{道路占有部分の表示面積}} \times \boxed{\text{単価}}$

☆表示面積

そで看板で2面表示の場合は、面積を 片面 × 1.5 で計算します (小数点以下切り上げ)。

壁面看板の場合は、たて × よこ の表示面積で計算します。

☆単価 (減免措置後・1㎡につき1年)

| | | |
|------|------------|----------|
| 表示面積 | 1㎡未満 | 0 円 |
| | 1㎡以上2.5㎡以下 | 5,295 円 |
| | 2.5㎡を超える | 10,590 円 |

(そで看板については片面の表示面積)

○ 日除け $\boxed{\text{面積}} \times \boxed{\text{単価}}$

☆日除けの面積は、道路占有部分の水平投影 (出幅 × 正面幅) で計算します。

☆単価 (減免措置後・1㎡につき1年)

| | | |
|--------|--------|---------|
| 計算した面積 | 3㎡以下 | 970 円 |
| | 3㎡を超える | 1,940 円 |

○ 投光器 $\boxed{\text{個数}} \times \boxed{\text{単価}}$

☆単価 (1個につき1年) 19,400 円

単価は、令和4年4月1日現在のものです。

(改定されることがあります。)

○ 占有許可期間と占有料の納入

占有許可期間は、5年以内です。例えば令和4年5月に申請されますと、5月から令和9年3月までとなります。占有許可期間の終了後も継続して占有する場合は、継続申請書を提出してください。

占有料の納入は、年度分ごとに納めていただきます。2年度目からは、年度当初に送付する納入通知書により、お近くの金融機関で納めてください。

○ 道路を使用するときは・・・

道路占有許可の他に、道路交通法に基づく「道路使用許可申請書」を所轄警察署に提出する手続きが必要となります。申請書は、各署の交通規制担当係とみどり土木部土木管理課占有係にあります。

占有係に道路占有申請をする際に、道路使用許可申請書を2部提出してください。



申請者 → 新宿区役所 → 警察署

占有係で新宿区の確認印を押しますので、それから所轄警察署に申請してください。

| | | |
|-----|---------------------|-----------------|
| 申請先 | 四谷警察署 (左門町6-5) | TEL (3357) 0110 |
| | 牛込警察署 (南山伏町1-15) | TEL (3269) 0110 |
| | 戸塚警察署 (西早稲田3-30-13) | TEL (3207) 0110 |
| | 新宿警察署 (西新宿6-1-1) | TEL (3346) 0110 |

正しく使おう

みんなの道路

看板・日除け等の 占有許可申請について



新宿区みどり土木部土木管理課占有係
(区役所本庁舎 7階)

〒160-8484

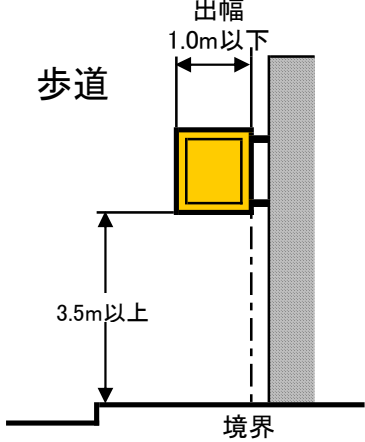
新宿区歌舞伎町1-4-1

TEL 03-5273-3574 (直通)

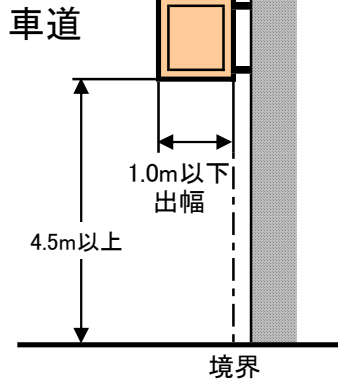
◆許可を受けられる物件

●看板・日除け等を設置するときは、基準に注意してください。
また、基準に適合していないものは、改善してください。

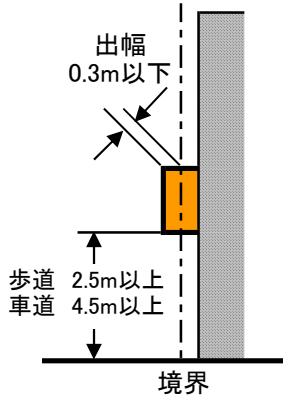
そで看板 ※1事業所につき2基まで



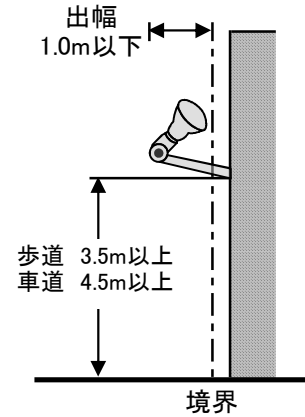
〔出幅が0.5m以下の場合、
高さは、2.5m以上にできる。〕



壁面看板



投光器



〔歩道で、出幅が0.5m以下の
場合、高さは、2.5m以上に
できる。〕

●申請手続きについて

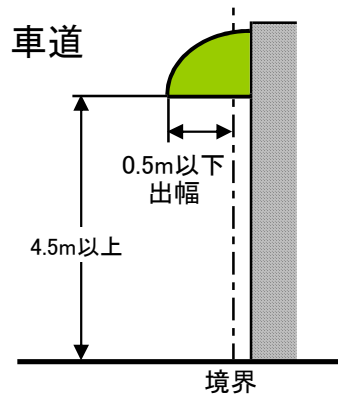
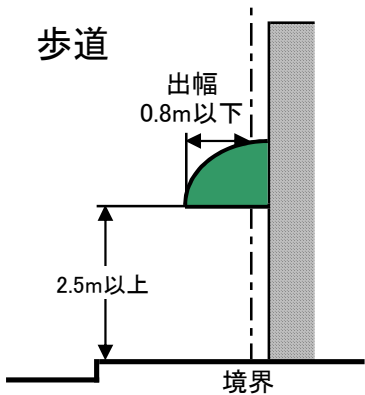
申請窓口 新宿区役所本庁舎 7階
みどり土木部土木管理課 占用係

申請書の書き方

- 1 申請者の住所・氏名を記入する。
- 2 看板・日除け・投光器等具体的な理由を記入する。
- 3 設置する現場の住所を記入する。
- 4 そで看板・壁面看板・日除け等の名称を記入する。
- 5 規模
出幅(民地から道路側にはみ出している長さ)・たて・よこを記入する。
- 6 数量
個数・面積等を記入する。
- 7 工事を伴う場合は、工事の予定期間を記入する。
- 8 案内図・平面図・断面図・立面図等、添付する書類を記入する。

※ 添付する書類は、占用物件の寸法がはっきりわかるように作成してください。
※ 記入の仕方が分からない方は、図面等をお持ちになってください。窓口でご説明いたします。

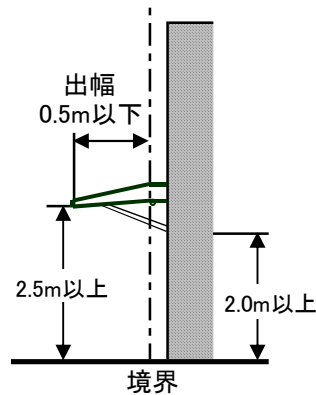
日よけ(固定式)



〔道路幅員8m以上の場合、
出幅は0.8m以下。〕

日よけ(巻き上げ式)

※巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。



〔歩道及び道路幅員8m以上
の場合、出幅は0.8m以下。〕

※許可なく歩道や車道を個人的に利用することはできません。

◆許可が受けられない物件

●置看板・商品置場・シャッターBOX・家屋など、個人的または営利目的で道路の車道や歩道に設ける物件

例えば

- 自動販売機
- ノボリ旗や横断幕
- 露店・売店(新規は認められません)
- クーラー室外機・ベンチ・フラワーポット
- 資機材・自転車やバイク・自動車
- 広告・看板などの支柱
- 屋台

